広島城の現状と課題等

令和元年度第1回 広島城のあり方に関する懇談会

令和元年10月9日

目 次

く検	対の背景	t>																																				
Þ	訶の育 う 検討の	背景•			•			•	•		•	•	•	•		 •	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	-	•	•	•	 	•	•	•	-	 	•	٠	2
<広.	島城の棚	要>																																				
Þ	島城の橋 広島城 天守閣	の各エ	リア	の根	要			•	•		•	•	•	•		 •	٠	•	•	 •	٠	٠	•	 •	•	-	•	•	•	 . •	•	•	•	•	 	•	•	4
>	天守閣	の概要			•			•	•		•	•	•	•		 •	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•			•		 	•	•		•	 	•	•	5
	天守閣																																					
>	天守閣	の平面	义 •		•			•	•		•			•			•	•	•		•	•	•	 •		-		•		 	•	•		•	 	•	•	7
	天守閣																																					
	二の丸																																					
	二の丸																																					
	二の丸																																					
	(参考																																					
	三の丸																																					
	広島城																																					
×	(参考) チー.	ムラ	ボ広	島	城爿	ኒ σ)祭	のキ	既要	Ę.	•	•	•		 •	•	•	•		•	•	•	 •	•	•	•	•		 	•	•		•	 	•	•	19
<広.	島城の理	秋と説	題	>																																		
Þ	亩姚∪⊅ 広島城	の入館	者数		•			•	•		•	•	•	•		 •	•	•	•		•	•	•	 •	٠	-		•		 	•	•		•	 	•	•	21
	天守閣																																					
	二の丸																																					
	本丸•																																					
	三の丸																																					
	広島城																																					
	(参考																																					
Þ	(参考)名古	屋城	にま	らけ	るá	定シ	ノヤ	チ	黄丁	- σ,	取	組	事件	列·		•		•	 	•	•		 •		•				 	•	•		•	 	•		35
く今往	後の検討	か進め	方	>																																		
>	发の検 託 今後の	検討の	進め	方•	-			•	•		•	•	•	•		 •	•	•	•	 •	•	•	•	 •	•	•	•	•		 	•	•		•	 	•	•	37

目 次

、参え	5貸料>
\triangleright	広島城関連年表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\triangleright	広島城跡整備基本計画策定時のゾーン計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
\triangleright	広島城跡整備基本計画策定時の整備目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
\triangleright	(公財)広島市文化財団の運営コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
\triangleright	(公財)広島市文化財団の実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
\triangleright	(公財)広島市文化財団の展示事業の実施方針(常設展示)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
\triangleright	(公財)広島市文化財団の展示事業の実施方針(企画展示)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
\triangleright	広島城条例(昭和33年3月27日条例第7号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
	広島城条例施行規則(昭和33年6月1日規則第33号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
\triangleright	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)(抄)等・・・・・・・・・・・・・54
\triangleright	広島市公共施設福祉環境整備要綱(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
\triangleright	国有財産法(昭和23年法律第73号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
\triangleright	地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
\triangleright	都市公園法(昭和31年法律第79号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
\triangleright	広島市公園条例(昭和39年3月31日条例第18号)(抄)等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
\triangleright	文化財保護法(昭和25年法律第214号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
\triangleright	博物館法(昭和26年法律第285号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

検討の背景

検討の背景

検討の背景

- <視点①: 歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上>
- 被爆以前の歴史・文化の発信において大きな役割を果たしている天守閣を含む本丸、二の丸について、 更なる発信力の強化を図る必要がある。
- その際、例えば、老朽化が進む天守閣や中国軍管区司令部防空作戦室跡など各種歴史・文化拠点の適切な保存等のハード面の観点や、天守閣・二の丸復元建物における展示の充実、歴史・文化イベント等の充実等のソフト面の観点からの検討が考えられる。
- <視点②: 観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上>
- 〇 平和記念公園、紙屋町・八丁堀地区、中央公園(広島城、サッカースタジアム建設予定地、旧市民球場跡地、各種文化施設等)を結ぶ都心空間のトライアングルの回遊性向上を図る必要がある。
- その際、都心空間から更に人々を呼び込むため、視点①の観点だけでなく、例えば、広島城跡内の既存の公園環境の向上、三の丸の新たな活用方策等のハード面の観点や、広報のあり方、賑わいを生み出すイベントの充実等のソフト面の観点からの検討が考えられる。

中央公園

視点②: 観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上

サッカースタジアム 広島城 (建設予定地)

視点①:歴史·文化 の発信拠点として の広島城の魅力の 向上

平和記念

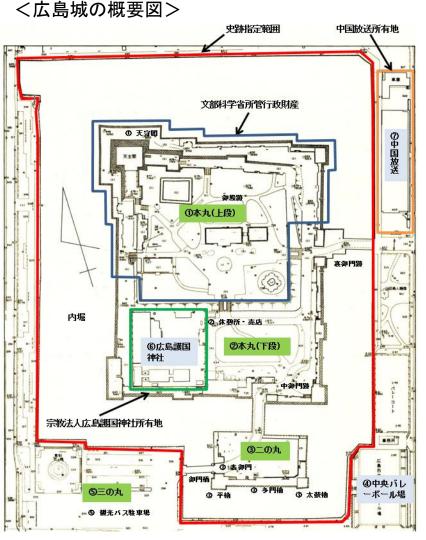
公園

紙屋町·八丁堀 地区

広島城の概要

広島城の各エリアの概要

- 広島城は、主に、本丸(天守閣を含む)、二の丸(二の丸復元建物を含む)、三の丸の各エリアから構成されている。
- 広島城跡は文化財保護法上の「史跡」として指定されており、その大部分が国有地である。



<各エリアの概要>

No.	土地所有者等	施 設 名 等	施 設 概 要 (敷 地 面 積 等)	ţ	昜克	f	ļ,	去見訓	管理運営主体※1
1	文部科学省 所管 (行政財産)	本丸(上段) 天守閣	28,821.47㎡ 鉄筋コンクリート造、瓦ぶき (昭和33年建築) 1,358.97㎡(延床面積)	中	史	I XI.		文 :	緑政課 (みどり生きもの協会) 文化振興課 (広島市文化財団)
2		本丸(下段)	運営する休憩所・売店(延	央	島		市	化財保	
3	財務省 所管 (普通財産)	表御門、平 表御門、平 櫓・多聞櫓・ 太鼓櫓	床面積:29.37㎡)あり) 木造、瓦ぶき (表御門:平成3年建築、 平櫓・多門櫓・太鼓櫓:平 成6年建築) 延床面積:616.77㎡	公園		二の丸	園	護法	文化振興課 (広島市文化財団)
4		中央バレー ボール場	7,684 m ²						スポーツ振興課 (スポーツ協会)
⑤		三の丸	約4,500㎡ (観光バス駐車場部分)						緑政課 (みどり生きもの協会)
6	宗教法人 広島護国神社	広島護国神 社	4,958 m ²						宗教法人 広島護国神社
7	(株)中国放送	RCC中国 放送	約4,700㎡						(株)中国放送

- ※1 括弧内は指定管理者。
- ※2 本丸(下段)の敷地面積は、史跡指定範囲のうち、本丸上段(文部科学省所管行政財産)及び広島護国神社所 有地以外の部分の面積であり、内堀及び二の丸の敷地面積を含む。

天守閣の概要

- 〇 昭和20年(1945年)の原爆投下により木造の旧天守閣が倒壊したことから、昭和33年(1958年)に鉄筋コンクリート造の天守閣を再建。
- 元来、人文系・自然史系の史料を展示していたが、平成元年(1989年)に広島の武家文化を中心とした歴史 博物館として、リニューアルオープン。

<利用案内>

開館時間:9:00~18:00(12月~2月は17:00まで)

休館日※1:年末(12月29日~31日)

観覧料※2:大人 370円(280円)

シニア・高校生 180円(100円)

中学生以下 無料

※1 臨時休館する場合あり

※2 括弧内は30名以上の団体料金

<天守閣内の展示構成等>

総合テーマ:「城下町広島の発展とくらし」

第1層:「広島城の成立と役割」をテーマとした展示

第2層:「城下町広島のくらしと文化」をテーマとした展示

第3層:武具・刀剣・甲冑展示

第4層:企画展示 第5層:展望室

<第4層における企画展示の内容(令和元年度)>

予定時期	内容
2~4月	江戸時代の広島城とその城下での桜の名所、花 見の様子について、絵図や文書、花見道具など により紹介
4~7月	学芸員が収蔵品の中からイチオシ資料を紹介する企画展の第4弾
7~9月	浅野家が広島城に入城してからの城や、入城するまで の城など、浅野家の城を紹介
9~10月	広島城下や宮島、三原など浅野氏治世期にえが かれた 広島藩領の風景等を取り上げ、繁栄の時 代を紹介
10~12月	絵画資料などにより広島藩の江戸屋敷・大坂蔵 屋敷を紹介
12~1月	天体観測の様子を記録した絵画や書簡、天文学 書や観測器具などから江戸時代の天文学を紹介
2~4月	馬具に注目し、時代や用途による機能やデザイン の違 いなどを紹介
	2~4月 4~7月 7~9月 9~10月 10~12月

※ 下線は浅野氏広島城入城400年記念事業



天守閣における展示の経緯

<第1層(歴史系資料)>

○ 古墳等から出土した土器、浅野家の馬印、江戸時代の知行目録・藩札、大本営設置時の関係資料、絵画等の古代~近代の資料を展示。 (S33~S48)

〈第2層(自然史系資料)〉

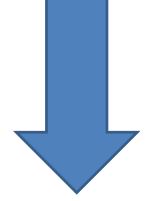
○ 鉱物、岩石、化石(ナウマンゾウ等)、植物標本、 動物標本(魚類、両生類等)等を展示する自然 史系博物館としての役割。(S33~H1)



- ノーマン・D・ニューウェルにより、「歴史資料と自然科学資料を分けることが望ましい」との提言。(S39)
- 広島城展示協議会により、「天守閣を戦国期以降藩政時代の資料に重点を置いた歴史博物館とし、新たに自然博物館、考古・民俗博物館を設置し、3館をあわせて広島城郷土博物館にすることが望ましい」との提言。 (S42)



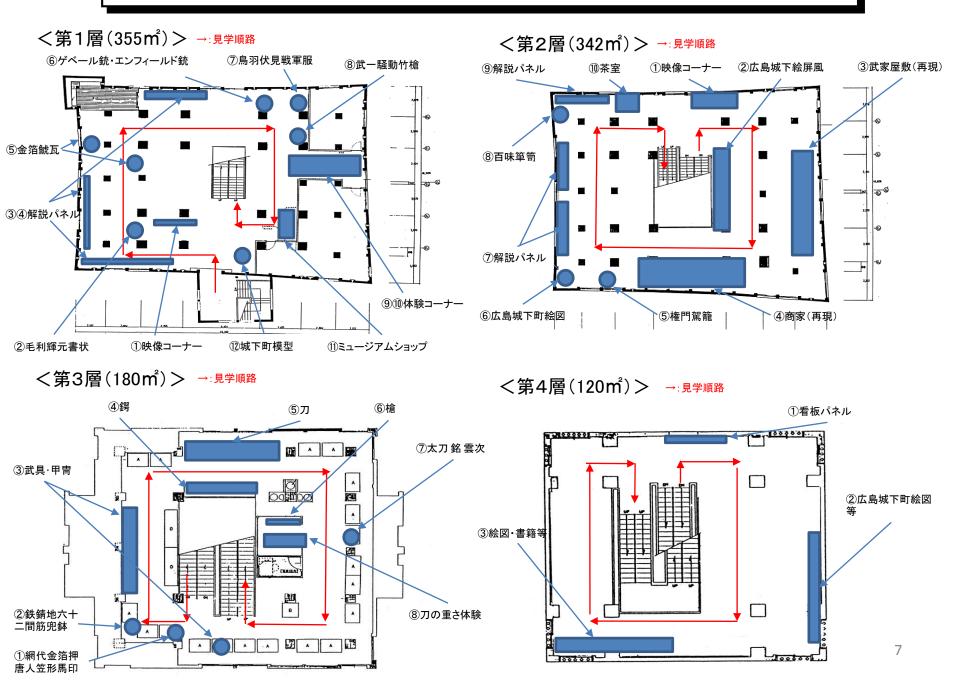
○ 広島城の建築材、礎石、文書、書幅、生活用 具(駕籠、人力車等)、武官の大礼服等の毛利 元就の時代~明治時代の資料を展示。(S48 ~H1)



<第1層・第2層(歴史系資料)>

- 〇 「広島市博物館群構想」において、武家文化を中心に明治維新までの広島の歴史を扱う博物館として位置づけ。(S58)
- 天守閣を休館にし、自然史系資料を外すなど展示更新。(H1)
- ※ S33から現在まで第3層は武具・甲冑展示、第4層は企画展示。

天守閣の平面図



天守閣における展示の概要①

<第1層:「広島城の成立と役割」をテーマとした展示>



①映像コーナー「築城前の広島」



②毛利輝元書状



③解説パネル(~毛利氏)



④解説パネル(毛利氏~浅野氏)



⑤金箔鯱瓦



⑥ゲベール銃・エンフィールド銃



⑦鳥羽伏見戦軍服



⑧武一騒動竹槍



9体験コーナー



⑩体験コーナー



⑪ミュージアムショップ



⑫城下町模型

天守閣における展示の概要②

<第2層:「城下町広島のくらしと文化」をテーマとした展示>



①映像コーナー「城下町広島のひろがり」



②広島城下絵屏風



③武家屋敷(再現)



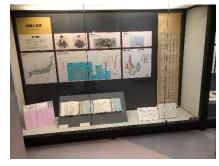
④商家(再現)



⑤権門駕籠



⑥広島城下町絵図



⑦解説パネル(教育と思想)



8百味箪笥



⑨解説パネル(明治維新後の 広島城)



⑩茶室

天守閣における展示の概要③

<第3層:武具・刀剣・甲冑展示>



①網代金箔押唐人笠形馬印



②鉄錆地六十二間筋兜鉢



③甲胄



4鍔



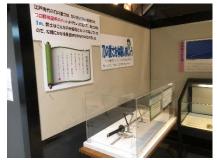
⑤刀



6槍



⑦太刀 銘 雲次



⑧刀の重さを体験

天守閣における展示の概要④

<第4層:企画展示>



①看板・パネル



②広島城下町絵図等



③絵図·書籍等

二の丸復元建物の概要

- 二の丸復元建物は、復元工事を経て平成6年(1994年)に竣工。
- 〇 元来の常設展示に加え、二の丸復元建物の更なる利活用の観点から、史跡広島城跡二の丸の活用・整備に係る意見交換会における議論も踏まえつつ、平成28年(2016年)から新たな取組(茶会、伝統工芸品の企画展示等)を実施。

<利用案内>

開館時間:9:00~17:30(10月~3月は16:30まで)

休館日:年末(12月29日~1月2日)

観覧料:無料

<史跡広島城跡二の丸の活用・整備に係る意見交換会>

平成28年以降、二の丸の活用をテーマに、有識者※と意見交換を実施。

※ 若宗匠 上田宗篁、福間宗伸師範代((公財)上田流和風堂)、七代金城一国斎氏(漆工芸家)、松本憲治氏(作曲家・(公財)廿日市市芸術文化振興事業団理事)、 広島城館長等で構成。

<二の丸活用の取組(平成30年度)>

事業	時期	実施主体	内容	入場者数
茶会	年2回 (11月、3月)		広島城・周辺地区観光振興推進協議会(事務局:広島市観光政策 部)との共催により、(公財)上田流和風堂に委託して実施。	136人
伝統工芸 品の企画 展示	年1回 (10月13日~ 11月12日)		広島市立大学の協力を得て、同大学芸術資料館が収蔵する故浅 野陽氏(東京藝術大学名誉教授。父・満茂は元広島藩主浅野長勲 の弟)の陶芸作品等を展示。	8,648人
和楽·演芸 鑑賞会	年3回 (①10月、 ②1月、 ③3月)	広島市	①「鯉城deやぐら寄席」 広島城のロケーションを生かした古典落語と三味線の弾き唄いなど。 ②「太鼓櫓の和太鼓ライブ向井駿介 登城!」 民謡、ポップス、オリジナル曲、即興演奏などを和太鼓を中心としたアレンジで演奏。 ③「鯉城de知る鷺流狂言」 毛利家ゆかりの鷺流狂言、演目・トーク・ワークなど。	①35人 ②76人 ③70人
広島城 観月会	9月24日	広島市	城という空間を生かした観月会、ライヤー演奏、投扇興などの日本の伝 統文化の体験会。	50人
二の丸 夜会	9月28日	文化財団	夜の二の丸広場における和太鼓、神楽などの実演による広島城のPR イベント。	200人

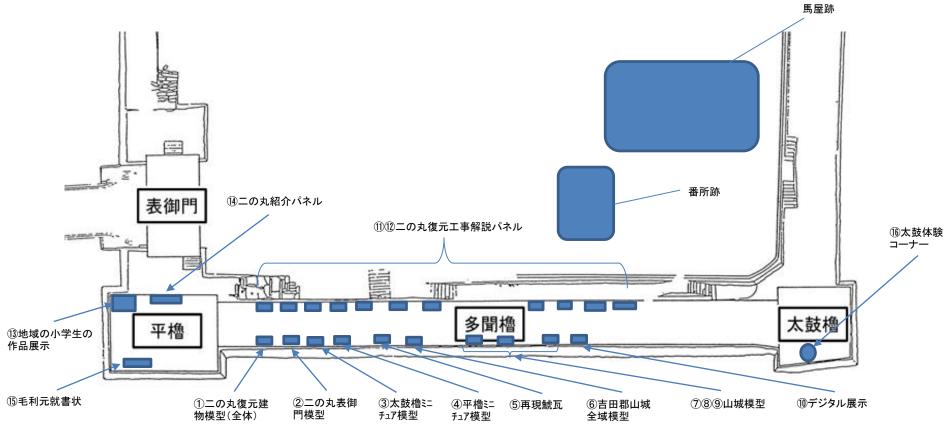


<茶会の様子>



<和楽·演芸鑑賞会 の様子>

二の丸復元建物の平面図











<表御門> <平櫓>

<多門櫓>

<太鼓櫓>

二の丸復元建物における常設展示の概要①

<多門櫓>



①二の丸復元建物模型(全体)



②二の丸表御門模型



③太鼓櫓ミニチュア模型



④平櫓ミニチュア模型



⑤再現鯱瓦



⑥吉田郡山城全域模型



⑦山城模型(1)



⑧山城模型(2)



9山城模型(3)



⑪デジタル展示



⑪二の丸復元工事解説パネル



⑫二の丸復元工事解説パネル

二の丸復元建物における常設展示の概要②

<平櫓>



③地域の小学生の作品展示



14二の丸紹介パネル



⑤毛利元就書状(レプリカ)

<太鼓櫓>



16太鼓体験コーナー

(参考) 二の丸復元建物における企画展示の概要

概要

「浅野 陽 陶展 一絵付けと料理一」

- ①実施時期 令和元年9月21日(土)~10月14日(月)
- ②実施場所 二の丸復元建物内「多聞櫓」
- ③実施主体 広島市
- ④内容 浅野氏広島城入城400年を記念して、陶芸家浅野陽氏(東京藝術大学名誉教 授。父・満茂は元広島藩主浅野長勲の弟)の展示会を昨年に引き続き開催。
- ⑤展示作品 広島市立大学芸術資料館蔵作品14点他

<企画展示の様子>





<展示作品例>



いらぼ釉金彩魚文 大皿 (広島市立大学学術資料館蔵)



黒釉赤大根 中皿 (広島市立大学学術資料館蔵)



白化粧緑彩アスパラ中皿(広島市立大学学術資料館蔵)

三の丸の概要

- 江戸時代は武家屋敷等があったが、現在は観光バス駐車場、噴水広場、遊覧船船着場等として活用されて いる。
- 広島城跡(史跡)の範囲外であるため、本丸・二の丸と異なり、文化財保護法の規制(現状変更の許可制)の 対象とならない。
- 中央公園広場(サッカースタジアムの建設予定地)と隣接し、また紙屋町・八丁堀地区から広島城への来訪 者の玄関口。

運航ルート Operational Route

<観光バス駐車場の概要・利用状況>

管理主体	(公財)広島市みどり生きもの協会
利用時間	6:00~22:00
利用可能台数	60台
利用状況	1万3, 876台(平成30年度)

<噴水広場の概要・利用状況>

- 昭和48年に花の精建設委員会により花の精を象徴する像が設置され、その周辺を 池で囲み市民の憩いの場となっている(周囲のGLより数段高い)。
- 毎年5月頃、「花供養」の行事が開催されている。

<遊覧船運行ルート>

<遊覧船の概要・利用状況>

実施主体	NPO法人クリーンディーシークラブ
運航	朝(10時~11時)、昼(12時~14時)、夕(14時20分~15時20分)各6便ずつ(水・木運休) ※ 臨時便、特別イベント船(お花見遊覧船、納涼遊覧船、紅葉遊覧船)も別途運航。
利用者数	9, 638人(平成30年度)
備考	桟橋の維持管理、運航環境の整備や藻の除去 を市がNPO法人に業務委託。





<噴水広場>



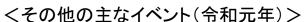
<遊覧船乗場>

広島城における主なイベントの概要

O 広島城において、民間主体等により様々なイベントが実施されている。

<例年実施される主なイベント>

イベント	実施時期	実施場所	実施主体	内容	入場者数 (H30)
大菊花展	10月下旬 ~11月初 旬	二の丸 三の丸	広島祭 委員会、 広島市 等	毎年テーマ※に沿った特作花壇をはじめ、大菊、福助菊、だるま菊、懸崖菊、盆栽菊など約2,000鉢を展示。 ※ 令和元年度は「広島城 秋彩」をテーマに「浅野氏広島城入城400年」を祝い制作。	18万6千人
フードフェ スタ	10月下旬 (2日間)	中央公園 (広島城跡を 含む) 基町・紙屋町	ひろしまフー ドフェスティ バル実行委 員会	広島城を中心とした一帯を舞台に、「地産地 消」をテーマに、広島県内の海の幸、山の幸な ど名産・特産品を一堂に集めて開催。	59万人
安芸ひろしま武将隊	毎週 土日祝	天守閣 二の丸	広島市	演舞:二の丸広場での殺陣等の演舞。(日) 練り歩き:武将2名で城内の練り歩き。観光客 等の記念撮影に応じる。(土・祝日)	_



イベント	実施時期	実施場所	実施主体	内容	入場者数
チームラ ボ広島城 光の祭	2月~4 月	本丸	チームラボ、 広島城光の 祭実行委員 会	浅野氏広島城入城400年を記念して、街の象徴である広島城を人々の存在によって変化するインタラクティブな光のアート空間で演出。 ※ 3月、4月の火曜日・水曜日限定で、閉館後の広島城天守閣展望室を開放。	17万9千人
浅野氏広 島城入城 400年記 念入城行 列	9月15日	本通り〜広 島城	浅野氏広島 城入城400 年記念事業 推進会議	浅野氏広島城入城400年記念事業の一環として、広島県民が武者・町人・芸人等に扮して、街中を練り歩き、最後に広島城内へと入城する。	



<大菊花展>



<フードフェスタ>



<安芸ひろしま武将隊>



<チームラボ広島城光の祭>

(参考) チームラボ広島城光の祭の概要

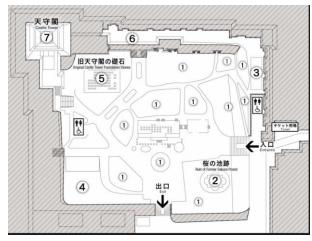
概要

- ①実施時期 平成31年2月8日(金)~4月7日(日)
- ②実施場所 広島城本丸上段
- ③実施主体 チームラボ広島城光の祭実行委員会
- 4内容
 - 浅野氏広島城入城400年を記念して、街の象徴である広島城 を人々の存在によって変化するインタラクティブな光のアート空 間で演出。
 - 3月、4月の火曜日·水曜日限定で、閉館後の広島城天守閣の 展望室を開放。
- ⑤入場者数 約17万9千人

イベントの特徴(成果)

- これまで開催が少なかった夜のイベントであり、多くの観光客・市 民が来訪し、文化財を活用した新たな夜の魅力を発信するとともに、 広島城の価値を再認識させ、文化財活用の機運を高めることに大 きく寄与。
- 非物質的であるデジタルテクノロジーによって、街を物質的に変えることなく「アート空間を創出する」というプロジェクトであり、文化財保護法の規制(現状変更の許可制)の対象である広島城跡において、ハード(施設整備等)ではなくソフト(イベント)の魅力により観光客・市民を引き寄せた。

<会場地図>





広島城の現状と課題

広島城の入館者数

課題

- 広島城の入館者数はおおむね増加傾向にあるが、広島平和記念資料館の入館者数とは大きな差がある。
- 広島城は、被爆以前の歴史・文化の発信において一定の役割を担っているものの、観光スポットとしての魅力 を十分打ち出せていないため、広島平和記念資料館等からの効果的な誘導が図られていないと考えられる。

<広島城入館者数の推移>

(単位:人)

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
広島城天 ⁻ (対前年度		255,042	305,731 (+50,689) (+19.8%)	333,187 (+27,456) (+9.0%)	330,416 (△2,771) (△0.8%)	305,164 (△25,252) (△7.6%)
	うち外国人	37,977	48,946 (+10,969) (+28.9%)	60,047 (+11,101) (+22.7%)	71,865 (+11,818) (+19.7%)	94,004 (+22,139) (+30.8%)
二の丸		90,370	101,618 (+11,248) (+12.4%)	110,123 (+8,505) (+8.4%)	103,653 (△6,470) (△9.4%)	98,317 (△5,516) (△5.1%)

(参考)広島平和記念資料館入館者数の推移

(単位:人)

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
広島平和語 (対前年度	己念資料館 比較)	1,314,091	1,495,065 (+180,974) (+13.8%)	1,739,986 (+244,921) (+16.4%)	1,680,923 (△59,063) (△3.4%)	1,522,453 (△158,470) (△9.4%)
	うち外国人	234,360	338,891 (+104,531) (+44.6%)	366,779 (+27,888) (+8.2%)	392,667 (+25,888) (+7.1%)	434,838 (+42,171) (+10.7%)

天守閣の現状と課題①(展示内容)

課題

- 広島城の展示の目玉となるような歴史的価値の高い展示物(国宝・国指定重要文化財等)の寄贈・貸与を 受けることが難しい状況にある。(後述)
- 入館時に配布されるパンフレットには目玉となる展示品や観覧ルートの記載がないなど(各層の展示テーマのみ記載)、観覧時間に制約がある市民・観光客等に対して、主要な観覧ポイントを分かりやすく見てもらう工夫が十分でない。
- 解説パネルを遮る形で展示されている場合があるなど、展示物の配置について、来訪者視点で見ると改善点がある。



<パンフレット>



<解説パネルを遮る展示物の配置>

天守閣の現状と課題②(展示環境)

課題

- 平成20年以降空調設備の導入を進めているものの、天守閣内のスペースが狭いこと等により、展示物を適切に保存できる空調環境の整備や、雨天時にも展示物の搬出入に対応できる車両搬出入口の設置が難しいなど、展示環境の面で課題を抱えており、より歴史的価値の高い展示物の広島城への寄贈・貸与が難しい状況にある。
- 市民からの寄贈資料が増加傾向にあることから、元々十分でない収蔵庫スペースが更に不足し、資料の保管環境が悪化する恐れがある。

<展示環境>

項目	一般的に望ましい展示環境	広島城における展示環境
湿温度管理	温度20度、湿度60%程度	・業務用の空調設備は建物の構造上設置が難しいため、 家庭用エアコンを設置して対応しており、望ましい展示環境 を実現できていない。・上記の制約の中、高性能の展示ケースを順次導入し、でき るだけ望ましい展示環境に近づけている。
照明管理	褪色の要因となる紫外線を除去した照明器具を使用	LED照明を全館で使用(紫外線を発しない)



<天守閣内の空調設備 (家庭用エアコン)>



<広島城内の収蔵庫の状況>

天守閣の現状と課題③(液状化調査・耐震診断調査・外壁調査)

課題

<液状化調査>

○ 平成30年度に実施した液状化調査では、液状化の危険性ありとの結果が出ており、所要の対策を検討する必要がある。

<耐震診断調査>

○ 市内の公共施設等の耐震化を推進することとされている中、広島城についても、今年度耐震診断調査を実施予定であり、診断結果に応じて所要の対策を検討する必要がある。

<外壁調査>

- 平成28年度に実施した外壁の現状・落下の可能性等に関する調査を踏まえ、所要の対策を検討する必要があるが、コスト削減等の観点から、上記の耐震診断調査の結果を踏まえて実施する可能性がある耐震補強工事と同時に施工するなど、外壁補修工事のタイミングについて留意する必要がある。
- 平成30年度に天守閣の入口前に和風の屋根付き通路等を設置し、応急的に対応。



<和風の屋根付き通路>

天守閣の現状と課題④(バリアフリー)

制度概要

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)により、床面積が2,000㎡以上である等一定の規模以上の特別特定建築物※を建築する際に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けられている。
 - ※ 特別特定建築物…不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(病院、百貨店、ホテル、老人ホーム、美術館など)
- 広島市公共施設福祉環境整備要綱により、不特定かつ多数の者が利用する公共施設の新設、増設、改修 及び大規模な模様替えの際には、原則として、屋内通路・廊下等、トイレ及びエレベーター等の整備に関して 公共施設整備基準が適用される。

課題

- 天守閣の建物の構造、城郭としての外観の観点での制約があるものの、高齢者・障害者等をはじめとする来 訪者の利用を困難にする課題として、例えば以下の点が挙げられる。
 - エレベーター、スロープや椅子式階段昇降機が設置できず、また階段は急勾配である。
 - 天守閣内に利用者のためのトイレ(バリアフリー対応のものを含む。)が設置できない。
 - ・ 廊下や出入り口の幅が狭い。



<天守閣内の階段(1層→2層)>



<天守閣内の階段(3層→4層)>

二の丸復元建物の現状と課題

課題

<二の丸復元建物>

○ 平成6年に多額の費用を投じて復元された二の丸復元建物について、現状では復元工事に関するパネル解説の展示や、広島城観月会、二の丸夜会等の年数回のイベントで活用されるのみであり、復元建物が有する魅力の発信ができていない。

<展示内容>

- 展示の目玉となるような、歴史的価値の高い展示物(国宝・国指定重要文化財等)の寄贈・貸与を受けることが難しい状況にある。
- 入館時に配布されるパンフレットには目玉となる展示品や二の丸も含めた観覧ルートの記載がないなど、 観覧時間に制約がある市民・観光客等に対して、主要な観覧ポイントを分かりやすく見てもらう工夫が十分 でない。
- 天守閣内の展示との役割分担が不明確であるなど、二の丸における展示のコンセプトが来訪者に伝わらない。

<展示環境>

○ 復元時には具体的な建物の活用方法について十分検討されていないことから、空調設備等がなく、また窓も開放されているなど、展示環境の観点で課題を抱えており、展示可能な資料に制約がある。

二の丸意見交換会における主な意見

- 広島城内を巡るガイドマップがないなど、広報が不足していること等から、二の丸復元建物への人の流れが 少ない。
- 学生の作品発表・和楽等の発表の場としての活用が考えられる。

本丸・二の丸の現状と課題①(コンテンツ・公園施設)

課題

くコンテンツ>

- 大本営跡や中国軍管区司令部防空作戦室跡など、明治時代から第二次世界大戦までの広島の歴史を物語るコンテンツが十分活用されていない。
- <園路•広場>
- 大雨時には園路や階段が水没し、来訪者が城内を自由に移動できない場合がある。
- 園路の管理が行き届いておらず、ひび割れ、陥没している箇所や、雑草が生茂る箇所がある。
- <修景施設>
- 本丸·二の丸の植栽により眺望が遮られるため、広島城跡内のほとんどの場所において、天守閣を望むことができない。
 - ※ 福山城公園では、史跡保全・景観整備・緑地空間の創出保全の観点から、平成30年に樹木整備計画を策定し順次整備を進めている。

<便益施設>

- 売店は護国神社前の1店舗のみであり、観光客を受け入れる上では十分な状況とはいえない。
- 天守閣内も含めてコインロッカーが設置されていないため、手荷物の多い観光客にとって利便性が欠ける面がある。
- 本丸・二の丸には公衆トイレが設置されているが、和式のみのものがあり、特に外国人観光客に配慮された ものとなっていない。
- 案内板は順次設置されてきたことから、多種多様な意匠、形態、色彩等から構成されており、統一感が感じられない。



<大本営跡>



<大雨時の園路・階段>



<園路>



<植栽に遮られる天守閣>

本丸・二の丸の現状と課題②(ピースツーリズム)

広島城内のピースツーリズム※の拠点概要

- <中国軍管区司令部防空作戦室跡>
- 中国軍管区司令部防空作戦室跡は、原爆投下時に学徒動員の女学生が広島の壊滅を通信した場所であり、 この通信が原爆被災の第一報といわれている。
- 平成28年度まで修学旅行生等を中心に年約1万人が訪れていたが、建物の老朽化などにより安全性が確認できないことから、平成29年4月から一般公開を中止。
- ※ ピースツーリズム…広島市では、「平和」に関心を持って広島を訪れる方が、原爆ドーム・平和記念公園だけでなく、市内の平和関連施設等を巡り、 「平和」に思いを巡らせることができる「ピースツーリズム」を推進しており、現在、テーマ別に4つのルートを設定している。

中国軍管区司令部防空作戦室跡を巡る課題

- 現在、施設内部の安全性が確認できていないことから、一般公開を中止しているが、今後、本施設の劣化状態を詳細に調査し、安全性や保存工事の手法を検討する必要がある。
- あわせて、本施設の保存に対する考え方や保存を行う場合の実施主体について、所有者である財務省と協議する必要があり、現状変更を伴う調査等を行う場合には文化庁の許可が必要になるなど、対応には多くの調整が必要になる。
- このため、本施設の保存、さらには公開については、施設の重要性を踏まえ、必要となる経費の問題も含め、 関係機関等と協議を進める必要がある。



<中国軍管区司令部防空作戦室跡 入口>



<中国軍管区司令部防空作戦室跡 内部>

三の丸の現状と課題

課題

- 文化財保護法の規制(現状変更の許可制)の対象外であるが、同法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」に当たり、 開発行為の際に試掘等の調査が必要となる。
- 建築物の建築等による有効活用が可能なスペースにも関わらず、広島城に不足する飲食・物販施設等の利 便施設が存在しない。
- 紙屋町・八丁堀地区等の都心空間から観光客を十分誘導できていない。

施設整備を行う場合の留意事項

- ○観光バス駐車場 観光バス駐車場(約4,500㎡)を移転しなければ、施設整備のための十分な用地が確保できない。
- ○浄化槽 使用されていない浄化槽が撤去されないまま残されており、用地の有効活用の観点から、浄化槽の撤去について検討する必要がある。
- ○噴水広場 設置の経緯や利用状況に留意し、関係者の意向確認・調整を行う必要がある。
- ○アストラムライン 地下にアストラムラインの線路が通っているため、施設整備のための掘削が制限される可能性がある。
- 〇埋蔵文化財 かつての広島城跡の一部であり、地下に埋蔵文化財が存在する可能性があるため、施設整備に当たって試掘 調査等が必要となる。
- 〇サッカースタジアム 建設予定のサッカースタジアムとの機能重複を避け、相乗効果を意識する必要がある。

広島城全体の現状と課題①(広報)

課題

<公式HP>

- 天守閣・二の丸復元建物内での企画展等の情報は掲載されているが、広島城跡内の管理主体が一元化されていないため、広島城跡内で行われるイベント情報の掲載はほとんどなく(安芸ひろしま武将隊のHPへのリンクのみ)、広島城に関連する情報発信が一つのパッケージとして行われていない。
 - ※ 大阪城公園の公式HPでは、公園内の天守閣等の情報や実施予定のイベント情報が一元化されている。
- 城跡内の主要な施設の位置図や概要等の情報は掲載されている一方、特に時間の限られた観光客に必要な見どころに関する情報(主要な展示品、観覧ルート等)が掲載されていない。

<パンフレット>

○ 特に時間の限られた観光客に必要な見どころに関する情報(主要な展示品、観覧ルート等)が掲載されておらず、駅観光案内所等には簡略なパンフレットのみ配架している。

<現在の主な広報ツール>

広報ツール	配架場所	備考
公式HP		_
広島広域観光情報サイト 「ひろたび」	_	日帰り定番コースのモデルコー スの一つとして広島城を掲載
パンフレット	広島城、観光案内所、 ホテル等	観光案内所やホテルへは 簡略版パンフレットを配布 (英語版は通常版を配布)
広報紙「しろうや!広島城」	市内学校、公民館、 区民文化センター等	_
チラシ(企画展等)		



<広島城公式HP>



30

広島城全体の現状と課題②(アクセス等)

課題

<アクセス>

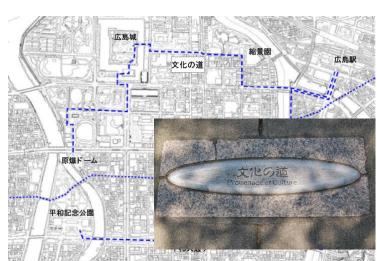
- 多くの観光客が訪れる平和記念公園付近からのアクセスでは、徒歩により城南通り(地上は歩行者の通行 不可)の地下歩道を横断するルートが通常。
 - ※ 広島駅からのアクセスは、「紙屋町東」広電電停から徒歩約15分、「合同庁舎前」バス停から徒歩約8分、「めいぷる~ぷ」(オレンジルート、 レモンルート。広島駅新幹線口が起終点)の「広島城(護国神社前)」バス停
- 上記の地下歩道により、広島城へのルートが分かりづらく、また広島城に足を運びたくなるような誘導性が 減殺されている。

<周遊ルート>

○ 縮景園~広島県立美術館~広島城~ひろしま美術館~原爆ドーム~平和記念公園の各観光地をパッケージとしてつなぐ「文化の道」の認知度が低い。







<めいぷる~ぷルートマップ>

<地下歩道入口>

<文化の道>

広島城全体の現状と課題③(イベント)

課題

- 広島城跡内で実施されるイベントの来場者に天守閣・二の丸復元建物にも足を運んでもらえるような仕掛けが十分でない。
 - ※ 現在、フードフェスティバル・大菊花展ではイベント来場者に団体割引料金が適用される。
- 広島城のナイトタイムを活用したイベント等、夜の観光の充実に向けて活用の余地があるが、夜間の広島城の管理運営を支える人的体制が十分組めないなどの課題がある。

<ナイトタイムの城の活用事例>



岡山城 烏城灯源郷(後楽園幻想庭園と同時開催)

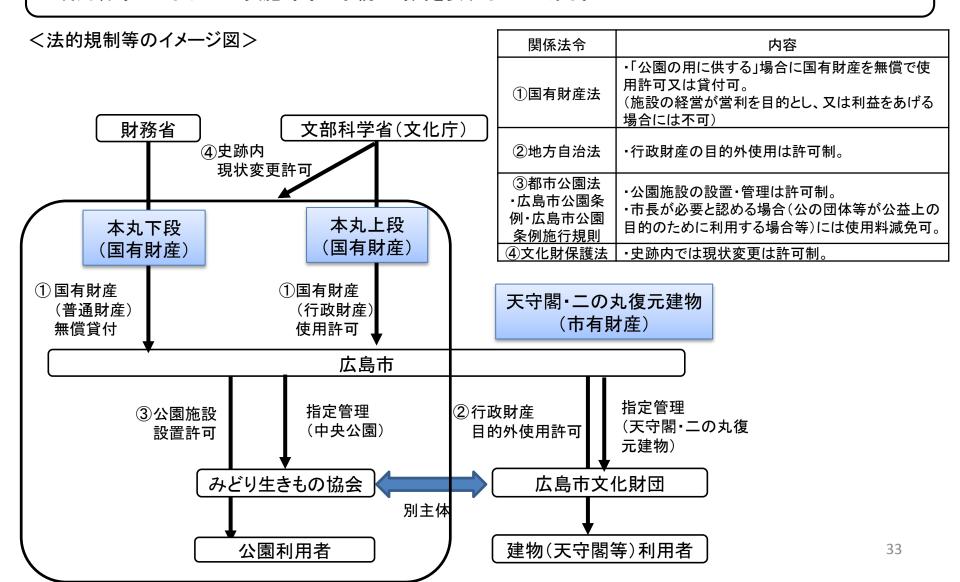


広島城チームラボ光の祭

広島城全体の現状と課題④(法的規制等)

課題

○ 各種法的規制の存在や、中央公園と天守閣・二の丸復元建物の指定管理者が別主体であることから、公園 利用者等によるイベント実施時等の手続に時間を要することがある。



(参考) 大阪城における魅力向上事業の取組事例

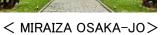
- 〇「大阪都市魅力創造戦略」(平成24年12月策定)に基づくPMO事業※を平成27年度から導入し、「魅力向上事業」を順次実施。
 - ※ 大阪城においては、民間事業者で構成する大阪城パークマネジメント共同事業体が、PMO(ParkManagementOrganization)事業者 として公園全体と公園施設を一体管理。

区分	エリア等	内容
既存建築物の	①旧第四師団司 令部庁舎(旧大 阪市立博物館)	・「MIRAIZA OSAKA-JO(ミライザ大阪城)」として平成29年10月にリニューアルオープン。 (大阪城の歴史を紹介する展示スペース、カフェ、物販、レストランなど8テナントで構成)
活用 	②大阪迎賓館	・平成28年5月にリニューアルオープンし、パーティー等も可能な予約制レストランとして活用。
	③音楽堂事務所	・PMOの拠点となる総合事務所やミーティングルームとして活用。
	④森ノ宮駅前 エリア	・平成28年4月から順次、公園内の売店をコンビニエンスストア等にリニューアル。
新たな公園施 設の設置及び 管理運営	⑤大阪城公園駅 前エリア	・大阪城公園駅に直結の「JO-TERRACE OSAKA(ジョーテラス大阪)」を平成29年6月にオープン。 (飲食店、土産物屋、着付体験のお店、観光案内所、ランナーサポート施設など22テナントで構成)
	⑥駐車場の新設	・観光バス駐車場の増設(50台→94台)、普通自動車駐車場の整備(171台)。
回遊性向上や	⑦新たな園内 交通システム	・平成28年7月からロードトレインとエレクトリックカーの運行開始。
新たなにぎわ いづくり事業	⑧新たなイベント 実施や観光案内	・本丸でのフォトサービス(平成27年7月~)、内堀での御座船の就航(平成27年10月~)など様々な事業を実施。

JO-TERRACE OSAKA (ジョーテラス大阪)











<コンビニにリニューアルした売店> < JO-TERRACE OSAKA >

(参考) 名古屋城における金シャチ横丁の取組事例

〇「金シャチ横丁構想」(平成25年3月策定)に基づく「金シャチ横丁第一期整備事業」により、新たな店舗が平成 30年3月に開業。

<金シャチ横丁の店舗概要>

①義直ゾーン(全12店舗)

名古屋城正門側エリア

「伝統、正統」の義直ゾーン



名古屋の歴史が 醸す魅力に触れる。 定番・老舗の なごやめしが集結。





金シャチ煮込うどん 金シャチきしめん



<店舗例>

②宗春ゾーン(全7店舗)

名古屋城東門側エリア

「新風、変化」の宗春ゾーン



名古屋の新しい 食文化を発信する。 気概あふれる 新興の店舗が集結。







<店舗例>

今後の検討の進め方

第2回 懇談会

懇談会における意見等

広島城のあり方に関する ニーズ・サウンディング調査

〇二一ズ調査

広島城の歴史・文化の発信拠点 及び観光拠点としての魅力の向上 に関し、市民や国内外からの観光 客を対象としたアンケート調査(郵送、 現地ヒアリング)を実施。

〇サウンディング調査

ニーズ調査を踏まえ、参入が想 定される民間事業者(他都市事例に 参入した実績を持つ事業者など)を 対象に、都心部の回遊性の向上に 資する導入機能等について意識調 査を実施。 広島城天守閣耐震改修等 に関する調査(中間報告)

〇天守閣耐震診断調査 建物調査、耐震性能の把握、耐

建物調査、耐震性能の把握、耐震安全性の評価を実施。

〇耐震改修等調査

「耐震補強のみを行う場合」「内部を大規模改修する場合」及び「木造再建する場合」の3つのパターンについて、耐震改修のスケジュール及び概算費用等の比較表を作成。

基本構想(素案)

参考資料

広島城関連年表

<関連年表>

元号	年月	事項	
	S20.8	原子爆弾の投下により天守閣が倒壊。	
昭和	S26.3	体育文化博覧会の開催に合わせて仮設の天守閣(木造)が竣工(博覧会終了後に解体)。	
<u>н</u> п т н	S28.3	広島城跡が国の史跡として指定。	
	S33.3	現在の天守閣(鉄筋コンクリート造)が竣工。	
	H1.4	天守閣が武家文化を中心とした歴史博物館としてリニューアルオープン。	
<u> </u>	H6.8	二の丸復元建物が竣工。	
平成 	H18.4	広島市文化財団が指定管理者として指定。	
	H19.6	広島城を博物館法上の博物館として登録。	

広島城跡整備基本計画策定時のゾーン計画

<本丸上段>

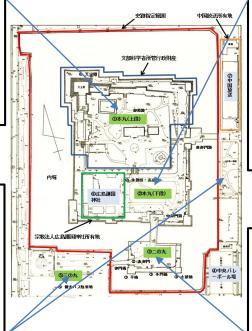
- 歴史的中心性を意識できる重厚な空間
- 天守閣や御殿などが建ち並ぶ…城郭の中 心・領国経営の拠点
- 〇 明治以降~大本営の設置など…軍の中枢
- 2つの性格を異にする「中心」が位置したことを意識できる整備(両者のバランス)
 - ・本来的な姿である城跡としての整備を「主」
 - ・旧軍関連以降の整備を「従」
- ◎ 城郭の中心性と城跡の辿った歴史的変遷を意識できる重厚な空間とする。

<城跡外周部>

- 城跡と都市空間をつなぐ「緑」の空間
- 内堀に面し、その外周を囲んでいる。(竹 之丸、三の丸、北の丸などが位置していた。)
- 城跡と都市空間の接点…歴史的環境の保全(景観的調和)・サービス施設等を配置する 重要な位置・都市における「緑」
- ◎ 城跡と都市空間をつなぐ「緑」の空間とする。

【広島城跡整備基本計画】

広島城跡の整備を総合的かつ計画的に行うための指針として、整備の基本的方向(方針) とその具体化について体系的に明らかにしたものであり、平成元年3月に策定された。



<本丸下段>

- 城郭としての開放性を意識できる快活な空間
- 馬場などのオープンスペースを中心とした 土地利用がなされていた空間…防災上(防 火)及び防衛上(兵の収容)においても重要な 役割
- このような性格・役割を有した土地利用を現代的に踏襲…城跡の基本的構成の理解・ 多様な機能の発揮(静的レクリエーションの場・集中する人を受け入れる場・都市防災の場(広域避難場所))
- ◎ 城郭としての開放性を意識できる快活な空間とする。

<二の丸>

- 馬出としての特徴を意識できる臨場感のある空間
- 虎口の前面に設けられる馬出としての明 瞭な形態…全国的にも稀少な存在・広島城 の特色の一つ
- ほぼ広島城関連の遺構で構成(遺存状態 も比較的良好)
- 精度の高い整備への期待(可能性)
- ◎ 馬出としての特徴を意識できる臨場感のある空間とする。

広島城跡整備基本計画策定時の整備目標①

①広島の歴史を継承し、かつ体験できる場

広島城跡は、無論城郭の遺構として広島の都市の起源や武家社会の歴史・文化を学習・体験できる数少ない貴重な歴史的遺産であり、文化財でもある。

同時に広島城跡は、明治以降の軍都の中心としての経緯もあり、現在においても大本営跡等の旧軍関連の遺構が存在している。このうち大本 営跡については、近代以降の広島の歴史を理解する上で、必要不可欠なものであり、国際平和文化都市をめざす広島市にとって、歴史に刻み、 継承する重要な意味を有している。

従って、これら時代的、性格的に異なる遺構を、江戸時代後期の城郭の形態を基準とする中で調和させながら保存・活用し、"歴史の拠点"として、広島の歴史を継承かつ、体験できる面的広がりと一体性を有した野外博物館的機能を発揮するよう整備する必要がある。そして、"拠点"とは "広域的拠点"、つまり、広域的に影響する吸引力を持つことが望まれ、そのためには"量"だけでなく"質"も重要であり、歴史性を基本とした魅力 づくりが重要となる。

②広島らしい風景を持つ空間

建物の高層化が進展する中で、天守閣のランドマークとしての役割は限定的なものとなってきた。しかし、広島城跡は都心に位置し、主要な道路網(軸線)と交差した状況にあることから、広島城跡を活かした都市空間を創出し、広島らしさを感じさせる個性的な空間づくりが望まれる。

特に、鯉城通りの軸線が城跡と交差する付近には、二の丸(平櫓・多門櫓・太鼓櫓跡)が位置し、それを活かしたビスタを形成することができる。 また、縮景園と城跡を結ぶ軸線等においても、城跡を活かしたビスタ形成の可能性がある。

これらが実現すれば、広島城跡(歴史拠点)と中心的業務地区(商業・交通拠点)、県立美術館・縮景園(文化拠点)等の結びつきが景観的に強化され、広島城跡への誘導性も高まることになる。さらに、周辺の主要な建築物や中央公園からの展望も可能であり、それらへの計画的な展望空間の確保が望まれる。

これら広島城跡を活かした景観づくりに加え、サイン施設等を整備し、広島城跡と周辺の平和公園などの拠点とのネットワークを形成し、魅力的な都市空間づくりをめざすことも重要となる。

41

広島城跡整備基本計画策定時の整備目標②

③人々に親しまれ、多様な機能を発揮するオープンスペース

広島城跡は史跡であるとともに、中央公園の一角でもあり、都心に位置するまとまったオープンスペースとしての役割も果している。被爆後においては、灰塵と化した中にあって、緑化が積極的に進められ、また、被爆樹木の幾つかは芽を吹き返し、現在では緑豊かな空間として、堀や石垣といった城跡としての形態を伴いながら、中央公園の特色を形づくっている。また、樹木の中には、景観阻害要素を隠蔽するなど、景観的な役割を果している場合や、訪れた人々の憩の場、うるおいを感じる要素として城跡に不可欠な場合もある。

しかし、樹木の繁茂や城跡にふさわしくない樹木の存在によって、城跡としての景観が弱まっていることは事実であり、さらに、根によって石垣等 の遺構の破壊も問題として生じている。

従って、これら問題樹木については、史跡整備の観点からそれぞれの特性に応じながら、適切な対策を講じる必要がある。また、広島城跡においては、前記のように樹木は必要な要素であり、城跡としての歴史性を活かし、それと調和させながら、都市における緑の空間を確保する必要があり、再整備を図ることが肝要である。

4 都市観光の拠点

史跡広島城跡の年間利用者数は、現在およそ100万人と推計されるが、その4割強は、正月3ヶ日の広島護国神社への参拝者である。また、城跡の利用目的についてみると、文化財に接するという目的での利用者は少なく、利用者の居住地は、市内及びその周辺地域が主体となっている。 (史跡広島城跡における利用状況調査報告書~昭和63年3月)

このような利用状況に加えて、100万都市の中心部に中央公園の一角として立地していることや、近接地の平和公園では、年間百数十万人が平和学習等で利用していることを考慮すると、史跡広島城跡の利用者数は、必ずしも多いとはいえない。そのことは、広島の都市空間に存在する拠点施設のネットワーク形成と史跡広島城跡自体の特性を活かした魅力づくりが十分でないことにもつながる。

従って、前記の3項目を目標とした史跡広島城跡の整備を推進する必要があるが、その場合、都市観光の拠点づくりという視点も含めて整備を図ることが重要となる。つまり、周辺の拠点施設のネットワークの中で、史跡広島城跡を都市観光の拠点としても位置づけ整備することは、広島を訪れた人に対し、広島の歴史・文化を体験的に伝え、より深い広島への理解と印象を得ることにつながるのである。

(公財) 広島市文化財団の運営コンセプト

運営コンセプト

- 指定管理者(広島市文化財団)の運営方針として、下記①~③から成る「広島城の三本の矢」を示している。
 - ①一の矢:「広島城学」の探求と普及
 - (1)広島城学の探求
 - (2)広島城学の普及
 - ②二の矢:世界に開かれた広島の顔(ホスピタリティ)
 - (1)上質なおもてなし 広島市民が誇れる施設づくり
 - (2)観光施設・文化施設としての認知度と印象度のアップ
 - (3)国際化への対応
 - ③三の矢:地域に根付いた博物館(地域からの発信)
 - (1)地元との連携の推進
 - (2)広島を伝える発信基地としての事業の実施
 - (3)市民本位の事業の実施
- ※ 広島城学…広島城の築城が都市広島の原点であり、広島の歴史の中心には常に広島城があったという歴史的な事実をもとに、広島城を通して広 島の歴史と文化を研究し、発信しようとする学問。

運営コンセプトの対象・内容

多様なビジターズ

(観光客、海外からの来広者、広島市民、学校、城郭・武将ファン、その他)



- ①日常からの 解放、非日常 を楽しむ空間
- ②国際平和文化都市広島を訪れたビジターズが 武家文化に触れる場
- ③基本的なことから学 術的な情報について、 知ることができる場
- ④郷土広島や広 島城の歴史を学 ぶ学習の場
- ⑤武家文化以 外についても 学べる場

一の矢 (主の矢)

「広島城学」の 探求と普及 二の矢 三の矢

世界に開かれ

た広島の顔

(ホスピタリ

ティ)

地域に根付い た博物館(地 域からの発

(公財) 広島市文化財団の実施事業①(概要)

実施事業の柱

- 指定管理者(広島市文化財団)による広島城の事業は、下記の柱で整理されている。
- 広島城は平成19年に博物館法上の博物館として登録され、同法に規定する事業を実施している。

展示事業

①常設展示

②企画展示

教育普及事業

- ①展示ガイド
- ②子ども向けの事業
- ③広島城メモリアル デー
- ④ミニガイド「広島城 と原爆」、現地で見る 被爆痕跡
 - ⑤広島城学講座
- ⑥フィールドワーク

資料の収集管 理・調査研究

①資料の収集・管理

②調査・研究

連携事業・学習 支援

- ①社会教育との連携
- ②学校教育との連携
- ③博物館実習、インターンシップの受入れ
- ④ボランティアの育成、活動機会の提供
- ⑤生涯学習活動支援

情報発信

①広報紙「しろうや! 広島城」の刊行

②ホームページの運 営

③展示図録等の刊 行

(公財) 広島市文化財団の実施事業②(内容)

実施事業の内容

	事業名	内容	
屈二亩 **	①常設展示	(4) *+ (40	
展示事業	②企画展示	後述(p48~49)	
	①展示ガイド	企画展開催期間中、企画展の見どころを紹介し、展示理解を助けるとともに、歴史や伝統文化に一層興味をもってもらう一助とする。	
	②子ども向け事業	幼児から中学生を対象にした展示等を企画することで、家族で気軽に来城してもらい、市民・観光客にも城と親しむ機会とする。	
	③広島城メモリアルデー	昭和33年6月1日の郷土館開館を記念し、ボランティア等の協力を得て、館の内外でさまざまな事業を展開する。	
教育普及事業	④ミニガイド「広島城と原爆」、現地で見る 被爆痕跡	原爆の日を迎えるに当たって、広島城の原爆の被害や戦後の復興 について説明し、あわせて広島城跡内に残された被爆樹木や被爆 の痕跡を案内する。	
	⑤広島城学講座	広島城を通じて、広島の歴史を考える講座を開催する。	
	⑥フィールドワーク	広島城の石垣や近代軍事施設の遺構、城下町の痕跡など、テーマ にあわせて広島城跡内や広島市内の史跡を案内するフィールドワー クを実施する。	
資料の収集管 理・調査研究	①資料の収集・管理	広島の歴史に関する資料を収集し、市民共有の文化財として適切な 状態で保管するとともに、展示等に活用する。また、収蔵資料のデー タベース化を進め、他館や市民による調査・研究・展示等の活動にも 有効利用できるようにする。	
一	②調査・研究	収蔵資料や市内の歴史資料、広島の歴史等について調査・研究を 行い、その成果を展示や講座、刊行物などを通して市民に還元する。 また歴史資料のデジタル・アーカイブ化を進めていく。	

(公財) 広島市文化財団の実施事業③ (内容)

実施事業の内容

	事業名	内容
	①社会教育との連携	他の博物館・図書館・公民館等の社会教育施設や郷土史会等の団体が主催する広島の歴史等に関する講座・フィールドワーク等へ講師を派遣し、広島城学の一層の普及を図る。また、他施設と連携して展示や講座等の事業を企画し、ユニークで付加価値の高い事業を実施する。
	②学校教育との連携	見学に訪れた学校団体等に対し、館内見学がより効果的に行われるよう、希望する団体に対し入館前に広島城の概要を説明する。また、広島城の常設展示と広島城跡内の城郭遺構・近代遺構等を組み合わせた見学のモデルコースや学習プログラムを作成・提案し、学校の利用を促進することで広島城学の裾野を広げる。
連携事業•学習 支援	③博物館実習、インターンシップの受入れ	大学等で学芸員資格の取得を目指す学生の博物館実習やその他の学生・生徒の職場体験を受け入れ、博物館への理解を深めるとともに、文化財に携わる次世代の人材育成に努める。
	④ボランティアの育成、活動機会の提供	博物館の運営に携わるボランティアを郷土資料館・文化財課とともに育成し、活動の場を提供し、市民との協働による伝統文化・歴史の継承と文化財教育の普及、地域貢献を図る。ボランティアの質の向上と向学心に応え、月に1度程度の研修を3館合同で行う。また、年に1度、ボランティア活動の成果を発表する場として、「広島歴史探検隊まつり」を開催する。
	⑤生涯学習活動支援	広島の歴史や武家文化等に関する市民の質問や調べ物に対応し、市民の生涯学習活動を支援する。また、文化財課、郷土資料館と協同でホームページ上にクエスチョンルームを運営し、Eメールを通じて質問を受け付けて回答を行う。

(公財) 広島市文化財団の実施事業④ (内容)

実施事業の内容

	事業名	内容
	①広報紙「しろうや!広島城」の刊行	広島城や広島の歴史に関する内容を分かりやすくまとめた広報紙「しろうや!広島城」を刊行し、歴史に詳しくない人が気楽に楽しめ、 歴史に詳しい人にも興味がわくような情報を提供する。
情報発信	②ホームページの運営	世界からの来館者を24時間迎えられる展示場としてホームページを位置づけ、広島城の利用案内、催し物情報のほか、広島の歴史に関する読み物などを掲載する。 既に解説している子供用ページ「なぜなに広島城」の充実を図るとともに、英語版の拡充や資料のデジタル・アーカイブ化についても進めていく。
	③展示図録等の刊行	企画展の展示図録等を作成し、展示成果を形にして残すとともに、 図書館、社会教育施設等に配布し、誰でも閲覧できるようにする。

(公財) 広島市文化財団の展示事業の実施方針(常設展示)

<広島城の管理運営に関する事業計画書より抜粋>

常設展示

- 広島城の常設展示では、現在の120万都市広島の原点が広島城築城と城下町広島の建設にあることを示し、広島の成り立ちについて分かりやすく伝えるよう努めます。
- 現在の私たちの生活がその延長線上にあることを市民に認知させ、さらに「知る喜び」「発見する楽しさ」 「歴史ロマン」を感じてもらえる展示とします。
- 広島城らしく、常時広島の武家文化ゆかりの資料を展示し、市民の歴史に対する興味を喚起し、親しみを 醸成します。
- 広島城学の研究の成果を最大限生かした展示を目指します。
- 収蔵資料や新着資料を活用し、展示品の入れ替え頻度を高めて様々な資料を市民に紹介するとともに、長期の展示による資料の劣化を防止することに配慮します。
- 他館所蔵資料のレプリカ作成などの方法も含め、広島に関連した資料の充実に努めます。
- 歴史や伝統文化を身近に感じ、楽しんでもらえるよう、レプリカの甲冑の試着等、体験できる内容を充実させます。
- 館外を第2の展示場と位置付け、館内の展示と館外の城郭遺構等をリンクさせます。
- 二の丸建造物内も展示場として位置づけ、伝統的な木造建築技法で作られた建物としての特徴を生かした 展示を目指します。

(公財) 広島市文化財団の展示事業の実施方針(企画展示)

<広島城の管理運営に関する事業計画書より抜粋>

企画展示

- 子ども向けの展示、収蔵品展も含めて、1~2カ月ごとにテーマを替えて企画展を開催します。
- 主要な企画展の開催にあたっては展示図録等を作成し、展示を補完するとともに展示成果の記録を残します。
- これまでに来館者のニーズに沿った企画展を実施して成果を得た実績を踏まえ、引き続き来館者のニーズ をくみ取った企画展を検討します。
- 武家文化を中心とした都市広島の歴史と文化に関するものを軸に、歴史資料に関するもの、考古資料関係のもの、武具・甲冑等に関するもの、近現代史に関するもの、祭りや民俗に関するもの等、多様な内容のものをバランスよく展示します。
- 企画展示を常設展示の補完及び発展と位置付け、広島城学を探求する学芸員のみならず諸研究機関の 研究者の幅広い研究成果を活かし、日々変動する最新歴史研究の動向を踏まえた展示とします。
- ○「祝還暦 広島城博物館」、「浅野氏広島城入城400年記念」など、話題性のあるテーマで企画展や各種イベントを開催するなど、市民やマスコミの関心を高める工夫をします。
- 他の博物館や社会教育施設等と連携し、共通したテーマでの開催や協同で広報活動を行うことにより、効果的・効率的な事業開催を目指します。

広島城条例(昭和33年3月27日条例第7号)①

〇広島城条例(昭和33年3月27日条例第7号)

(設置)

第1条 本市に、広島城を設置する。

(設置)

第2条 広島城は、広島市中区基町21番1号に置く。

(事業)

第3条 広島城は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 武家文化を中心とした郷土の歴史に関する実物、文献、写真等の資料(以下「資料」という。)の収集、保管、展示及び供用
- (2) 資料の観覧及び利用に関する必要な説明及び助言
- (3) 資料に関する調査研究
- (4) 資料に関する解説書等の作成及び頒布
- (5) その他市長が必要と認める事業

(入場の制限)

第4条 次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかつていると認める者
- (2) 建物、資料その他の物品を損傷し、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗をみだすおそれがあると認める者
- (4) その他市長において管理上支障があると認める者

(資料等の出品、寄託又は寄贈)

第5条 広島城は、資料その他参考品の出品、寄託又は寄贈を受けることができる。

- 2 前項の規定により出品又は寄託を受けた物件は、本市の陳列品に対すると同様の注意をもつて管理する。
- 3 天災事変その他避けることのできない事由により寄託又は出品を受けた物件が損傷し、又は滅失することがあつても本市はその賠償の責任を負わない。 (入場者の損害賠償責任)

第6条 入場者は、建物又は附属設備を損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

広島城条例(昭和33年3月27日条例第7号)②

〇広島城条例(昭和33年3月27日条例第7号)

(指定管理者による管理)

- 第7条 広島城の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により広島城の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「第7条第1項の指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

- 第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行つてはならない。
- (1) 入場者の平等な広島城の利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、広島城の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿つた広島城の管理を安定して行う能力を有していること。
- 3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、広島城の管理を行うに当たつては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 広島城の事業の実施に関すること。
- (2) 広島城への入場の制限に関すること。
- (3) 広島城の建物及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

広島城条例(昭和33年3月27日条例第7号)③

○広島城条例(昭和33年3月27日条例第7号)

(利用料金等)

- 第11条 広島城に入場しようとする者又は広島城展望台の備付けの望遠鏡を使用しようとする者は、指定管理者に当該入場又は使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、入場又は使用の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。
- 6 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が広島城の管理を 行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用 料を徴収する。
- 7 第1項、第2項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第1項中「指定管理者に当該入場又は使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「市長に使用料」と、第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「金額」とあるのは「使用料の額」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

<u> 別表(第11条関係)</u>

	区分	単位	金額	
	個人で観覧する場合	小人	1回につき	円 180
観覧料		大人		370
	20人以上の団体で細胞ナス場合	小人	1人1回につき	100
	30人以上の団体で観覧する場合	大人		280
	望遠鏡使用料	1回につき	50	

広島城条例施行規則(昭和33年6月1日規則第33号)(抄)

〇広島城条例施行規則(昭和33年6月1日規則第33号)(抄)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島城条例(昭和33年広島市条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 広島城の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により変更し、又は臨時に休館することがある。

- (1) 休館日 12月29日から翌年1月2日まで
- (2) 開館時間 4月1日から 午前9時から

9月30日まで 午後5時30分まで

10月1日から 午前9時から

3月31日まで 午後4時30分まで

2 条例第7条第1項の規定により広島城の管理を同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ 市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(資料等の出品、寄託及び寄贈の手続)

第5条 広島城に武家文化を中心とした郷土の歴史に関する実物、文献、写真等の資料その他参考品(以下「資料等」という。)を出品し、寄託し、又は寄贈しようとする者は、所定の申込書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 出品又は寄託の資料等を受け取つたときは、所定の証書を交付する。

(出品、寄託又は寄贈を受けた資料等の取扱い)

第6条 出品、寄託又は寄贈を受けた資料等については、参考となる事項を記載した説明書を添付して展示するものとする。

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第8条 条例第8条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

- 2 条例第8条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 収支予算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) (抄)等①

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをい う。

三~十五 略

- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその 部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める ものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

二十八 略

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

- 第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、 当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以 下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。
- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3•4 略
- 5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定 建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。
- 6 略

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) (抄)等②

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)(抄)

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

- 第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)を しようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 略

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)(抄)

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積) の合計二千平方メートル(第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル)とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

(廊下等)

- 第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

広島市公共施設福祉環境整備要綱(抄)①

〇広島市公共施設福祉環境整備要綱(抄)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が設置し又は管理する施設について、身体障害者や高齢者などを含めたすべての市民が安全かつ快適に利用できるよう、その構造及び設備の整備に関する基準(以下「公共施設整備基準」という。)を定め、これを整備することにより、福祉のまちづくりを推進し、もって本市の社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(適用対象施設)

第2条 公共施設整備基準は、本市が設置し又は管理する施設で次の各号に揚げる施設(以下「公共施設」という。)に適用する。

- (1) 建築物
- (2) 道路及びこれに付属する施設
- (3) 公園及びこれに付属する施設
- (4) 駐車場

(公共施設整備基準)

第3条 公共施設整備基準は、別表のとおりとする。なお、主として身体障害者や高齢者等の利用を目的とした施設においては、公共施設整備基準に加え公共 施設の利用目的に照らし必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(整備の方針)

第4条 公共施設整備基準は、公共施設の新設、増設、改修及び大規模な模様替えに際して適用するものとする。

- 2 既存公共施設についても、公共施設整備基準に適合するよう計画的に必要な改善に努めるものとする。
- 3 前2項に規定する公共施設整備基準を準用する場合、地形、敷地等の制約により困難なときは、代替的又は補完的措置を講ずるものとする。

(事前協議)

第5条 第2条第1項の建築物の基本計画策定業務及び基本設計業務の委託に当たっては、健康福祉局健康福祉・地域共生社会課地域共生社会推進室へ事前協議するものとする。

(維持管理等)

第6条 公共施設の管理及び運営に当たっては、身体障害者や高齢者等が利用しやすいよう、公共施設を常時良好な状態に保持するように努めるとともに、案内、誘導、接遇、介助などの人的対応に配慮するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は別に定める。

広島市公共施設福祉環境整備要綱(抄)②

〇広島市公共施設福祉環境整備要綱(抄)

別表

5 屋内通路・廊下

項目	整備基準
略	略
幅員	(1)主要な通路や廊下の幅員は、内法180cm以上とする。末端の付近及び区間50m以内ごとの位置に2人の車いす使用者がすれ 違えるスペースを設けた場合には、内法140cm以上とすることができる。 (2)ただし、その他の通路、廊下及び床面積の合計がおおむね500㎡未満の建築物にあっては、末端の付近及び区間50m以内ごと に車いす転回スペースを設けた場合には、内法120cm以上とすることができる。
略	略

7 トイレ

項目	整備基準
腰掛け式便器 ブース	(1)男女それぞれのトイレに、手すり付腰掛け式便器ブースを1か所以上設ける。 (2)出入口の有効幅員は、80cmとするよう努める。 (3)ドアは、原則として外開きとする。
略	略

9 エレベーター

項目	整備基準
エレベーターの設 置	(1)エレベーターは、原則として、不特定かつ多数の市民の利用する建築物及び身体障害者や高齢者等の利用の多い建築物で床 面積の合計がおおむね500㎡以上のものに設ける。
略	略

国有財産法(昭和23年法律第73号)(抄)

○国有財産法(昭和23年法律第73号)(抄)

(国有財産の分類及び種類)

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 略

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三•四 略

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2~5 略

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

7.8 略

(準用規定)

第十九条 第二十一条から第二十五条まで(前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一項第二号を除く。)の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の貸付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

(処分等)

第二十条 普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定により貸し付け、管理を委託し、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又は私権を設定することができる。

2 略

(無償貸付)

第二十二条 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下「公共団体」という。)に、無償で貸し付けることができる。

一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で 定める小規模な施設の用に供するとき。

二~六 略

- 2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、行うことができない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当すること となつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

〇地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

一 不動産

二~八 略

2 略

- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。 (行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権 を設定することができない。

2~6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8•9 略

都市公園法(昭和31年法律第79号)(抄)

〇都市公園法(昭和31年法律第79号)(抄)

- 第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。
- 一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置 するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)
- ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例 (国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
- 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 4 略

広島市公園条例(昭和39年3月31日条例第18号)(抄)等

○広島市公園条例(昭和39年3月31日条例第18号)(抄)

(使用料)

第10条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者 別表第5に掲げる額(公園施設を設ける場合及び公園を占用する場合(使用料の額が年を単位として定められているものに限る。)でそれらの使用期間が1か月未満のとき並びに公園施設を管理する場合の使用料にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額。次項において同じ。)
- (2) 略
- 2 公園施設の設置の許可又は第4条第1項第4号に係る許可を受けた者が営利を目的として許可を受けた場合等における使用料の額は、次に掲げる額の範囲内で市長が定め る額とする。
- (1) 営利を目的とする場合 別表第4の右欄又は別表第5に掲げる額の5倍に相当する額
- (2) 営利を目的としないで入場料等を徴収する場合 別表第4の右欄又は別表第5に掲げる額の3倍に相当する額
- 3 4 略

(使用料の減免)

第11条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第4条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は大芝公園ゴーカートを利用する者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はその利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。

別表第5(第10条関係)

	区分	単位	使用料の額
	1 公園施設を設ける場合	1年につき	使用する土地の適正な評価額に100分の2を乗じて得た額。ただし、これにより難いものについては、別に 市長が定める額
2	2 公園施設を管理する場合	1年につき	建物の適正な評価額に100分の10を乗じて得た額に、使用する土地の適正な評価額に100分の2を乗じて 得た額を加算した額。ただし、これにより難いものについては、別に市長が定める額
	8-4 略	略	略

○広島市公園条例施行規則(昭和39年4月1日規則第22号)(抄)

(使用料の減免理由)

第10条 条例第11条に規定する市長が必要と認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園を利用するとき。

(2)~(5) 略

(6) その他市長において減免を必要と認めるとき。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)(抄)

〇文化財保護法(昭和25年法律第214号)(抄)

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一~三 略

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五·六 略

2・3 略

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をも つて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 略

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 略

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と 総称する。)に指定することができる。

3~6 略

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現 状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2~6 略

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存 に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

博物館法(昭和26年法律第285号)(抄)

○博物館法(昭和26年法律第285号)(抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。
- 2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定め る法人の設置する博物館をいう。
- 3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができな い方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。